

令和2年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和3年3月30日(火) 13:30~14:23

アクロス福岡7階 大会議室

2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、伊藤委員、乙津委員、笹山委員、田中委員、堤田委員、南原委員、松尾委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 天本局長

吉田理事

堀国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

井上にぎわい振興係長、森園

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

住宅都市局

藤間みどり運営課長

道路下水道局

西村路政課長

博多区

野口維持管理課長

中央区

久保生活環境課長

3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 2次審査(書類審査・面接審査)の結果等について
- (3) 今後のスケジュールについて

4 議事

(事務局)

皆さまお疲れ様です。経済観光文化局長の天本でございます。

委員の皆さまにおかれましては、年度末の大変ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、審査部会委員の皆さまにおかれましては、書類審査や面接審査において、多大なるご尽力をいただきまして、改めてお礼申し上げます。

さて、時短要請などで屋台営業も非常に厳しい状況にございますが、緊急事態宣言の解除後、安全・安心の取組みをしながら営業していただいていることで、メディアなどでも取り上げていただいているところでございます。

そのような中、本日の会議では、新たに屋台営業候補者を選定していただくことに

なります。

新規公募屋台につきましても、感染症対策の取組みを行いながら、これまでの公募屋台と同様に、料理や営業者の人柄などにより、屋台の魅力を高め、また、新しい魅力を生み出すとともに、福岡のまちに賑わいや人々の交流の場を創出していくことが期待されております。

この期待に沿う選定となりますよう、本日の会議におきましても、是非ご意見、ご提案いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

まず、議事1「会議の公開について」ですが、今回は議事2「2次審査の結果等について」では、屋台営業候補者及び補欠候補者の選定についてご議論いただく予定です。

議事2では、1つ目に「屋台営業候補者等の経歴など、個人情報を含んだ議論が想定されること」、2つ目に「個人の事業に関する情報で公にすることにより、個人の利益を害する恐れがあること」、3つ目に「屋台営業候補者等の選定に直接関わるため、関係者などが傍聴した場合に、適正な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあること」、以上のことから、議事2のうち、「屋台営業候補者(案)及び補欠候補者(案)」に関する部分については非公開としたいと考えています。

一方で、議事2の中でも審査概要など個別の審査結果に関わらない部分については公開したいと思います。

従いまして、資料1の項目に沿って考えますと、「1 審査概要について」は公開、「2 審査結果及び屋台営業候補者(案)について」及び「3 補欠候補者(案)について」は非公開、としたいと思いますが、いかがでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

では、本日は議事2以外を公開とし、議事2についても個別の審査結果に関わる部分のみ非公開で進行していきたいと思っております。

なお、非公開議事後、公開議事を再開する前に、非公開議事の概要を、可能な範囲で私から説明いたします。

(2) 2次審査（書類審査・面接審査）の結果等について

(委員長)

それでは、議事2「2次審査（書類審査・面接審査）の結果等について」に入りたいと思っております。

はじめに、審査部会長の八尋委員より審査概要の説明をお願いいたします。

(審査部会長)

八尋です。それでは、ご説明差し上げたいと思います。お手元の資料1をご覧ください。

まず、「1 審査概要について」説明させていただきます。

審査に伴う応募者等の推移につきまして説明いたしますと、応募者数は21人おり、令和2年12月に1次審査として筆記試験を実施しましたが、1次審査未受験者が5人おられ、また、選定委員会で事前に設定したボーダーライン「平均点の8割以上、かつ募集人数の1.5倍まで」を越えられなかった方が1名おられましたので、1次審査通過者は15人ということになりました。

2次審査では、1次審査通過者15人のうち、5人について書類提出がありませんでした。よって、書類審査は10人を対象に実施いたしました。その後、1人が辞退、1人が面接を欠席したため、面接審査は8人を対象に実施いたしました。

続きまして、2次審査の内容をご説明いたします。

書類審査につきましては、2月8日から2月26日の間で、審査部会委員6名全員で実施いたしました。

配点は100点満点で、審査基準及び各項目の配点は別紙1のとおりです。別紙1をご覧ください。特に、収支計画については、「資金計画」、「屋台調達」、「器材費」、「売上計画」、「利益」、「成長性」、「原価率と客数」、「占用料等」の8つの項目に着目して審査を行いました。点数については、審査部会6名が採点し、最高点と最低点を除外した、残りの4名の点数の単純平均により決定いたしました。

また、面接審査につきましては、3月16日、17日の2日間で、審査部会委員6名全員で、応募者1人あたり約30分で実施いたしました。

配点は50点満点で、審査基準及び各項目の配点は別紙1のとおりです。特に、総合評価については、「やる気」、「コンセプト」、「実現性」の3つの項目に着目して審査を行っております。点数については、面接官全員で採点し、合議により点数を最終的に決定いたしました。

「1 審査概要について」の説明は以上です。ご審議の程、よろしく願います。

(委員長)

ありがとうございます。

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいませんか。

—委員からの質問・意見なし—

よろしいでしょうか。

質問等がないようですので、次の審査結果等に入りたいと思いますが、個別の審査

結果に関わる部分となりますので、ここから非公開としたいと思います。傍聴者、報道関係者の方は退室をお願いいたします。

では、事務局は準備をお願いします。

【傍聴者、報道関係者退出】

(委員長)

それでは、部会長より審査結果等について説明をお願いいたします。

(審査部会長)

それでは説明させていただきます。

まず、個別の審査結果につきまして、別紙2「2次審査結果一覧表」をご覧ください。

こちらの表は審査部会による審査結果を示した資料です。表の左側から、最終案、順位、選定された方の審査記号、営業希望地区、書類審査と面接審査の点数、屋台の概要と選定委員会としての意見、1次審査の点数を記載しております。2次審査の合計得点の高い方から順に上から並べております。

上の方から順に、概要を説明させていただきます。

まずは、1位の審査記号□□についてです。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

続きまして、2位の審査記号□□についてです。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

続きまして、3位の審査記号□□についてです。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載していません。

続きまして、4位の審査記号□□についてです。

西地区は3区画募集して3人、天神東地区は2区画募集して2人、長浜地区は5区画募集して1人が屋台営業候補者となり、合計すると10区画募集して6人が屋台営業候補者となるのが、審査部会（案）です。

屋台営業候補者（案）の説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

（委員長）

はい、ありがとうございます。

「2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」説明していただきました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（委員）

ひとつ教えてもらいたいのですが、天神東や天神西、長浜もそうなのですが、できればちょっとした図面があれば大体の場所が分かりますので、もしあるのであれば、資料として出してもらいたいと思います。

それと、「2次審査結果一覧表」で、合格した6人は分かりますが、合格しなかった、基本的にはやろうという気持ちのある方二人ですよね。

か。

（審査部会長）

計画の間違いなどが非常に多くて、とてもこれでは屋台は営業できないと判断をいたしました。不備が非常に多かったということになります。

特に、経営計画の部分でも、収支計画の中でケタが違うとか、二重に計上したとか、そのようなところがありましたので、やはりもう一度練り直して、再度チャレンジしていただければという感想を持ちました。

（委員）

その方二人は、将来的には再度応募したいという感じなのですか。

（審査部会長）

そこは確認していなかったのですが、まだ結果を伝えてもいけないと思いますので。

（事務局）

先ほどご質問がありましたマップ、天神西・東の位置の説明をさせていただきたいと思います。

ただいま福岡博多屋台MAPを配布させていただきましたが、真ん中に地下鉄天神駅がございまして、こちらから左手西側が天神西のエリア、右手の日銀前と書いてある辺りが天神東のエリアになっております。

補足は以上でございます。

（委員長）

ほかには何かご質問等はありませんか。

(委員)

先にお伺いしておけば良かったかと思いますが、今回、書類審査を受験された方の中に、お一人辞退された方がいらっしゃいますが、辞退の理由が分かっていたら教えていただけますでしょうか。何か、コロナの影響とかあるのかと、少し心配だったので。

(事務局)

それぞれの辞退等の理由ですが、書類審査につきましては、こちらの方で把握できている範囲といたしましては、お一人がコロナ禍の終息が見えないということ、もうお一人は、現在の仕事の都合という形で伺っております。

全員の方を確認できているわけではございませんが、確認できている理由としては、そのような理由になります。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、これらの議論を踏まえまして、屋台営業候補者については、

の6人としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それでは、屋台営業候補者は6人といたします。

次に、部会長より補欠候補者（案）についてご説明をお願いします。

(審査部会長)

はい、「3 補欠候補者（案）について」説明させていただきます。

先ほど屋台営業候補者について説明いたしましたが、募集区画数に対して屋台営業候補者数が達していない状況にあることや、営業開始前の辞退等の可能性があることを考慮し、屋台営業候補者以外の方から、補欠候補者を選定するかどうかをご審議いただきたいと思っております。

具体的には、屋台営業候補者とならなかったとを補欠候補者とするかどうかという話になりますが、まず、審査部会（案）としての結果から申し上げますと、補欠候補者0人としたいと考えています。

審査部会（案）の考え方について説明すると、まず1つ目、1次審査において、関係法令などの基礎知識の理解度は確認済みであるということで、1次審査通過者は補欠候補者となるだけの基礎知識を有していることから、営業候補者が選定されなかった候補場所の上限まで、補欠候補者として確保しようという考え方です。

次に2つ目、営業候補者としての一定レベルを確保するという一方で、基礎知識を有しているとしても、実際に書類審査及び面接審査を行った結果、実際に計画どおり

に屋台営業ができるのか疑われる場合も想定されることから、補欠候補者とするには、一定のレベルを確保しようという考え方です。

以上の考え方を踏まえ、屋台営業候補者でない2人を改めて審査したところ、□と□の2人とも、収支計画において、収支計画のケタが間違っている、売上が二重に計上されているなど、経営の根幹の部分で大きな誤りがありました。

こういった状況を踏まえ、計画性、実現性などを総合的に勘案した結果、審査部会としては屋台営業候補者としては適当と認められない者として判断しました。

審査部会では、空き区画があることから、2人又はいずれか1人を補欠候補者とすることも、もう1つの案として議論をいたしました。結果としては、先ほど申し上げましたように、□と□を補欠候補者とせず、補欠候補者を0人とするのが、審査部会（案）となりました。

補欠候補者（案）についての説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

（委員長）

はい、ありがとうございます。

補欠候補者（案）について、ご意見等はございますか。

（委員）

補欠候補者についての資料で、1行ごとに下線を引いている部分ですけど、営業候補者が選定されなかった募集場所数を上限とするということ、この意味をもう一度教えていただきたいと思います。すんなりとして入ってこなかったもので。

（事務局）

事務局の方から説明させていただきたいと思います。

今回につきましては、募集場所数が10区画に対して、屋台営業候補者が6人選ばれましたので、空いている区画数が4区画ということになりまして、この4区画を上限に、補欠候補者を選定したいという考えでございます。

なお、前回の第2回公募におきましても、14区画募集したものに対して、8人の合格者と6人の補欠候補者を選んだということで、この辺りは前回の考えを踏襲したような形になっております。

以上でございます。

（委員）

前回のことを詳しく把握していなかったのですが、前回は補欠候補者が6人いらっしゃって、その方々はその後どうなったのか、教えていただければと思います。

（事務局）

前回につきましては、6人の補欠候補者の中から1人、屋台営業者となられた方がいらっしゃいました。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

それで、例えば、2次審査の結果を見る限りは、お二人が補欠候補者に該当するかどうかということだと思のですが、そもそも場所が、天神東と天神西をこの方が希望されています。その時に、今、長浜が空いている状況の中で、ここはどうか、という話もするのですか。

(事務局)

仮に、補欠候補者となられた場合には、現在でも長浜が4区画空いておりますので、営業希望は確認することになりますし、また、営業候補者として決まった方も途中で辞退することも考えられますので、その場合は順次、順位を繰り上げていって、希望すれば営業候補者となるという状況になります。

それは、補欠候補者となった場合のみ、そのような選択肢が出てくることになりません。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

それともう一つですが、営業候補者としての一定のレベルを確保するという考え方の部分で、今のご説明を聞く限りは、資料に記載されている2点目の考え方の部分でどうか、というご意見だったと思います。

とはいえ一方で、その一定のレベルというのがどのレベルなのかとか、今の説明の中では経営の根幹に関わる部分、数字の取り方というところが非常に危ういというように私は解釈したのですが、例えば、そのような要素というのは、その部分だかどうか、ある要素があるのかとか、あるいは、なかなかきっちり点数化されていない部分ですので、点数化して見ていこうとか、色々考え方があるかと思うのですが、その辺りはどういう議論をされたのかとか、教えていただきたいと思います。

(審査部会長)

数字化されていないところは確かにありまして、ただ、やはり、計画として成り立っていないので、判断のしようがそもそもなかったようなところがあります。

それは例えば、数字が合わないものを我々がどう評価するかということに関しては、我々大学人も多いので、そもそもやはり、とても経営できる感じではなかったということになるかと思えます。そのような感想を持ちまして、今回、難しいという判断をしたところです。

そのほか、ということもあって、そもそも書類に書いてあることと言っていることが違うので、そういった真偽の問題も私どもは感じたところでありまして、そのような議論をしました。計画的にも成り立っていないので、これはそもそも認めるわけにはいかないのでは

ないかという判断をしたところです。

(委員)

ありがとうございます。

おそらくそういう定量的でない部分の議論は、すごく大変であろうと思います。今後の意見としてですが、一定のレベルを確保するというの、一定のレベルとはどういうものかという部分ですが、最終的には定量化が難しいとはいえ、何かしら基準なりを持って議論に臨まれた方が、説明責任という意味でもなお良いものであるのではないかと、ご苦労は承知の上で申し上げますが、意見として申し上げておきます。

以上です。

(委員長)

ほかに何かご質問等はありませんか。

—委員からの質問・意見なし—

よろしいでしょうか。

ほかにないようでございますので、それでは補欠候補者については、審査部会案を採用し、補欠候補者をゼロとするということによろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それでは、補欠候補者ゼロといたします。

個別の審査結果に関わる審議は以上です。ここからは公開といたします。

【傍聴者、報道関係者入室】

(委員長)

それでは議事を再開したいと思います。

先ほどの非公開議事の中での審議内容を私から説明します。

まず、審査部会長より、個別の応募者の概要や点数等を説明し、議論いたしました。

その結果として、資料1の「2 審査結果及び屋台営業候補者(案)について」は、資料に記載の審査部会(案)のとおり、天神西地区で3人、天神東地区で2人、長浜地区で1人を屋台営業候補者とするにとしました。

審議の中では、「合格に達しなかった応募者はどのような状況か」であるとか、「応募者の辞退理由についての説明」などについて、各委員からご意見・ご質問を頂戴いたしました。

次に、資料1の「3 補欠候補者(案)について」も、部会長より、2つの案について説明し、議論をいたしました。

その結果として、計画性・実現性などを総合的に勘案した結果、資料に記載の審査部会(案)のとおり、補欠候補者ゼロとすることとしました。

審議の中では、「募集場所と補欠候補者の関係についての説明」、「前回の補欠候補者はどのようなであったかという確認」、そして「長浜の営業希望がどのような状態であったか」、そして「営業候補者としての判断に一定レベルの評価というものがあるが、それをどのような判断で行ったのか」といった各委員からのご意見・ご質問を頂戴しました。

以上が、非公開議事の概要でございます。

(3) 今後のスケジュールについて

(委員長)

それでは、次の議事に進みたいと思います。

議事3、資料2になりますが、「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料2「今後のスケジュールについて」、説明させていただきます。

まず、現在実施しております「屋台公募スケジュール」につきましては、表の上段、青色の部分になりますが、本日の選定を受けまして、近日中に審査結果等を屋台営業候補者に通知いたします。その後、営業場所選択会や講習会を経まして、8月以降、新規公募屋台が営業を開始する予定です。

次に、「公募屋台更新スケジュール」につきましては、表の下段、オレンジ色の部分になりますが、今回の更新対象屋台は、左下の白い部分に記載しておりますとおり25軒でございます。

スケジュールとしましては、4月に営業状況報告書の提出をしていただき、5月から6月にかけて、現地調査、ヒアリングを実施することとしております。その後、9月に更新申請を受け、11月から12月にかけて、選定委員会等による更新審査を行い、年内に更新審査結果を通知する予定としております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

今後のスケジュールについて、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

更新と関係してくると思いますが、先ほど新規の募集の際に、コロナの終息が見えないということで辞退された方がいらっしゃったのですが、現在、営業しておられる方の中にも、何人か実際にご相談を受けて、このまま営業を続けられるのか心配だという方がいらっしゃるのですが、屋台をされている方全体で、そういった状況の把握などはされていらっしゃいますか。

(事務局)

コロナ禍での屋台の営業状況等についてのご確認かと思えます。

コロナの関係で休業届を現時点で出されている方は、全体 101 軒中、5 軒の屋台が正式に届出を提出されて、休業をされている状況です。

そのほかにも、コロナの影響で、届出はしていないにしてもまだ自粛している方もいらっしゃるかと思えますが、そのような状況でございます。

(委員)

緊急事態宣言は解除されましたが、まだ第4波が来るのではないかという心配もありますので、もしそうなった場合は抜本的な支援が必要だと思えますし、現時点で大変な思いをされている方への支援にこれから力を入れていただきたいと思えますので、更新申請の時に、次々と更新がされないという寂しいことがないように、是非頑張ってくださいと思えますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

ほかに何かないでしょうか。

—委員からの質問・意見なし—

ご質問等がないようでしたら、議事3を終了いたします。

以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしました。

これで第3回公募に関する選定委員会は最後となりますが、今回の公募に関して、こうした方が良く、であるとか、こうしてはどうかといったご意見や、ご感想がある方はご発言をお願いしたいと思います。

これまでも、今後の検討事項についてご発言いただいておりますが、ほかにも、ご感想等がある方はよろしく願いいたします。

(委員)

この委員会の度にいつも申し上げておりますが、見てのとおり長浜、やっとな今回、1軒応募がありました。それでもなかなか応募がなく、空きがある状態です。

例えば、グループ応募をできるようにするなど、工夫をしていただいておりますが、立地的に中洲地区、それから天神地区と比べるとかなり厳しい。

応募が出づらい状況なので、公平性との兼ね合いは重々大事にしなければならないことは分かりますが、何とか長浜の灯を消さないように、応募ができるような、何か次回以降、知恵を出していただきたいと思えます。

これは要望でございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(委員)

長浜は、募集はしてもなかなか応募がない。長浜に行ったら見に行きますけど、あまり人を見かけません。委員長たちと一緒に長浜に行かせていただいておりますが、なかなかうまくいかないですね。

我々もそのことを心配して、突っ込んでこのように言うておりますが、なかなか、長浜に行ったら「屋台はどこ？」となり、非常に行きにくいですね。どうしたら良いか、我々にも分かりませんね。

やはり、天神と中洲が魅力だからですね。長浜はちょっと厳しいですね。委員も一生懸命頑張っておられますが、なかなか。

(審査部会長)

そうですね。必ず「長浜はどうですか。」ということは、面接のときには確認するようにしています。なかなか難しいのが実態だと思います。

これは個人的な意見なのですが、選定委員会は選定する場所になっておりますので、都市計画であるとか、そのほかに産業政策とか、そのようなものとセットにして、なんとか屋台存続を図っていくとか、そういうことを考えていく必要があるのではないかと感じています。

(委員)

ありがとうございます。

ご心配していただいております。その気持ちは非常に分かっておりますが、地元としてどう考えるか、どう広げのかなとか、できること、すぐにはいきませんが、それまでどうかご支援いただければと思います。

(委員)

私が思っているところですが、長浜というのは、それなりに固定店舗に移っているじゃないですか。ですから、長浜に屋台をそれほど突っ込んで置くような状態のかなと。そのところが私はよく分かりません。

私は、初めから委員としてずっとおりますが、長浜、長浜と言っても、長浜の屋台はみんな固定店舗に移っているじゃないですか。そのような中で、委員が言うように、屋台の区画は空いているから、そこに入る方向で一生懸命やっています。

長浜って、それほどに屋台は大事ですかね、と私は思っておりますが、皆さんに叱られるかも分かりませんね。委員、どうですか。

(委員)

委員がいつも言うているように、長浜をなんとかしたいという話。今も委員も言われたように、誰が見ても簡単にはいかないだろうと、皆さん、たぶん頭の中にあると思います。そのような中で、この間ずっと議論が続いています。

だから1回、長浜のことはリセットするという考えも、少し持った方が良いのではないかと思います。

確かに設備投資をしたし、簡単には下がれないですよ、という気持ちも分かりませんが、今のままダラダラ行ったら、また今年もない、今年もないと、逆に、非常に変な噂が立つのではないかと。あそこは美味しくないのだからというような、もっともっと課題が大きくなっていると私は思っています。

だから、本当にリセットするという勇気も持って考えて、それで皆さんの意見も聞いて、審査してもらった方が良いのではないかと。

たぶん、委員長もかなりご苦勞されてあるだろうと思います。是非、そういう部分でやっていただければと思います。

(委員)

だから今回は、長浜に行く人は、こっちに来たら割引するとか、そういうことを少し考えている方がいらっしゃいましたよ。良いこと仰っていましたよ。長浜に来たら割引するとか、何かの恩恵をつけてしようかなということ、長浜に行く人はそのようなことを発言していましたよ。良い考えだなと思いました。

(委員)

是非、長浜にメリットがあるような形で。

委員が言われたように、設備投資をしています、綺麗になり過ぎると人はなかなか寄らないものですよね。雑多な感じというか、そういうところが以前の長浜の魅力でした。今の場所には、正直そういう魅力が、綺麗にしてもらったのはありがたいですが、綺麗になり過ぎて、前の道路も広いものですから、人が酔って歩くような道でもないものですから、そこを是非、一から考え直すようなところで。

それと委員に言っていたように、何かの若干、立地のマイナスをカバーできるようなメリットを考えていただければと思います。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

占用料等が安くなったら移る可能性があったという感じの応募者の方はいらっしゃいましたか。今回だけではなくて。

(審査部会長)

確認はしていません。占用料等がどうかという確認はしていません。

(委員長)

応募者の方の一つのアイデアですね。長浜であればタクシー代をその分お支払いしてあげるとか、という案がありますねという、応募者からのもう一つの案です。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかに、何かご意見等がある方はいらっしゃいますか。

—委員からの質問・意見なし—

ありがとうございました。今いただいたご意見等を踏まえまして、次回公募を検討していければと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、選定委員会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご審議いただき、誠にありがとうございました。